

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

<議案説明>

開催日時 平成25年9月27日(金) 10:03~11:32

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

神田加津代 委員長

高柳 忠夫 副委員長

宮木 健一 委員

大國 正博 委員

宮本 次郎 委員

山村 幸徳 委員

安井 宏一 委員

中村 昭 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 林 奈良県理事兼危機管理監

浪越 総務部長

野村 地域振興部長

辻本 南部東部振興監

久保田 観光局長

江南 健康福祉部長

高城 医療政策部長

影山 くらし創造部長兼景観・環境局長

中 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長

大庭 県土マネジメント部長

林 まちづくり推進局長

富岡 教育長

原山 警察本部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 9月定例県議会提出議案について

<会議の経過>

○神田委員長 皆さんおはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。欠席はなし。

初めに、傍聴についてですが、当委員会は本日より4日間開催されますが、傍聴の申し出があった場合は20名を限度に許可することとしたいと思いますが、いかがですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、傍聴の申し出があった場合はそのようにいたします。きょうはないです。

それでは、本日は付託議案の説明をお願いするわけですが、委員に申し上げます。質疑については、来週からの部局別審査及び総括審査でお願いします。

それでは、早速ですが、総務部長から順に説明を願います。

○浪越総務部長 それでは、予算審査特別委員会に付託されました議案の概要及び総務部に関する事項についてご説明を申し上げます。

今回、提出議案のうち予算審査特別委員会に付託されましたものは、お手元の「平成25年9月定例県議会予算審査特別委員会付託議案一覧」にお目通しをいただきたいと思っております。補正予算案4件、条例の改正及び制定11件、契約等8件、諮問1件、報告5件の計29件でございます。

本日、ご説明をいたします際に使用いたします資料につきまして、補正予算につきましては、「平成25年9月定例県議会提出予算案の概要」でご説明を申し上げます。条例につきましては、「平成25年9月定例県議会提出条例」によりご説明を申し上げます。契約等、諮問、報告につきましては、「平成25年度一般会計特別会計補正予算案その他」によりましてご説明を申し上げます。それぞれ所管部局長からご説明を申し上げるようになります。私からは補正予算の概要、歳入に関すること及び総務部に関することにつきまして、ご説明を申し上げます。

まず、「平成25年9月定例県議会提出予算案の概要」をごらんいただきたいと思っております。

目次に続きまして、1ページ、一般会計補正予算案(第3号)でございますが、歳入歳出それぞれ26億1,900万円余でございます。政策課題別の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

歳入予算でございますが、特定財源といたしまして、地域医療再生臨時特例交付金など国庫支出金を8億4,200万円余、奈良公園観光地域活性化事業寄附金を1,000万円、森林整備加速化・林業再生基金繰入金など、繰入金を16億8,000万円余、総合案内センター等整備事業債などの県債を600万円余計上しております。残余の一般財源につきましては地方交付税を充当しております。

歳出予算につきましては、後ほど危機管理監がご説明申し上げます項目を除きまして、総務部に関するものはございません。また、特別会計の補正予算につきましても総務部に関するものはございません。

続きまして、条例でございますが、条例につきましても総務部に関するものはございませんので、契約等に関する案件についてご説明を申し上げます。「平成25年度一般会計特別会計補正予算案その他」の59ページ、契約等に関する案件のうち、総務部に関するものは議第81号、旧耳成高校改修工事にかかる請負契約の締結についてでございます。これは、中部地域再配置計画に基づき、旧耳成高校の改修工事を実施するもので、村本・三和特定建設工事共同企業体に対し、工期は契約締結の日から平成26年11月28日まで、契約金額は9億8,708万850円で請負契約を締結するものでございます。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○林奈良県理事兼危機管理監 それでは危機管理関係の説明を申し上げます。「平成25年9月定例県議会提出予算案の概要」の7ページ、債務負担行為補正の変更の消防防災ヘリコプター運航管理業務委託にかかる契約につきまして、ヘリコプターの運航管理業務については、平成26年度から28年度までの3カ年の契約を結ぶため債務負担行為を行い、今年度中に入札を実施することとしておりますが、来年4月からの消費税の税率引き上げを見据え、新税率に対応した限度額の増額補正を行おうとするものであります。

私からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○野村地域振興部長 地域振興部の平成25年度9月補正予算についてご説明させていただきます。「平成25年9月定例県議会提出予算案の概要」の4ページ、学びの支援、新規事業で、幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業でございます。

私立幼稚園が実施いたします遊具、運動用具、教具、保健衛生用品等の教育環境の整備に対しまして、安心子ども基金を活用した補助で一件当たり200万円を上限として実施するもので、1,000万円を計上させていただいております。

5 ページ、新規事業、地（知）の拠点整備事業でございます。今年度、文部科学省におきまして、大学等が自治体と連携して学校全体で地域に根差した教育研究・地域貢献を進める大学を支援する地（知）の拠点整備事業が創設され、全国に募集されました。今般、県立大学から応募いたしまして、国での審査を経て、約 6 倍の倍率を突破して県立大学の提案事業が採択されました。本事業は、県、市町村と連携した地域の課題解決や地域づくりに貢献できる人材の育成を推進するものです。対話型少人数教育、フィールドワークの強化をはじめとする学習コモンズシステムの充実など、本年度から 5 年間の予定で文部科学省から 10 分の 10 の補助を受けて実施するものです。3, 210 万円を計上させていただきます。

以上で私からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○辻本南部東部振興監 それでは、南部東部振興監から所管の予算案について説明をさせていただきます。「平成 25 年 9 月定例県議会提出予算案の概要」の 6 ページ、10 中南和・東部地域の振興の新規事業、総合案内センター等多機能トイレ整備事業でございます。県内外から多くの観光客等が利用されます総合案内センター、記載の 5 つのセンターでございますけれども、そちらの多機能トイレをオストメイト対応にするものでございます。本年度は、設計を 399 万円、来年度は工事を行いたいと考えておりまして、工事分につきましては、7 ページの債務負担行為補正追加で 1, 709 万 7, 000 円を計上させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○久保田観光局長 観光局所管の議案について説明いたします。

「平成 25 年 9 月定例県議会提出条例」の 4 ページ、奈良県手数料条例の一部を改正する条例でございます。平成 25 年 6 月 28 日に旅券法の一部改正が行われまして、従前、パスポートに記載されている事項のうち、氏名の変更や本籍地の変更があった場合には既に交付されているパスポートの記載を訂正するとされておりましたが、法改正によりまして、このような場合にも新たにパスポートを発行することとされました。これに伴いまして、奈良県手数料条例のうち、一般旅券の記載事項の訂正手数料の規定を廃止するものでございます。

以上が観光局所管分でございます。よろしくお願いいたします。

○江南健康福祉部長 それでは健康福祉部に係る議案につきましてご説明申し上げます。

まず、平成 25 年度奈良県一般会計補正予算案（第 3 号）でございますが、「平成 25

年9月定例県議会提出予算案の概要」の3ページ、4、健康づくりの推進についてでございますが、なら健康長寿基本計画推進事業について860万円でございます。これは、さきの6月定例県議会で議決をいただきました、なら健康長寿基本計画を推進するために健康長寿日本一に向けて食生活、運動など、どの健康行動が有効であるのか、健康寿命への寄与度の分析を行いますとともにその効果的な施策の普及につつまして研究を行ってまいります。さらに計画で位置づけられました、なら健康長寿基本計画推進戦略会議の設置、運営に係る所要の経費を計上してございます。

続きまして、条例案につつまして「平成25年9月定例県議会提出条例」の1ページ、議第68号、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例のうち、当部所管分についてでございます。

これは、県の附属機関といたしまして、先ほどのなら健康長寿基本計画に基づきまして重点健康指標の評価や評価結果を踏まえました施策提言をしていただくために、なら健康長寿基本計画推進戦略会議を新たに設置しようとするものでございます。新旧対照表につつましては2ページに記載のとおりでございます。

6ページ、議第70号、奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、構造改革特別区域計画の認定を受けていない地域におきましても、指定小規模多機能型居宅介護事業者が児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供できることとなりましたことに伴いまして、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例を設けるなどのために所要の改正を行おうとするものでございます。新旧対照表につつましては、10ページから21ページに記載のとおりでございます。

以上が健康福祉部に係ります提出議案の概要でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○高城医療政策部長 続きまして、医療政策部所管の9月定例県議会提出議案について説明をいたします。

まず、補正予算案についてでございます。「平成25年9月定例県議会提出予算案の概要」の4ページ、5の医療の充実でございます。全部で7事業ございますが、公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計への繰出金、補正額1,790万円以外は平成24年度第1次補正予算を受け、国から交付される地域医療再生臨時交付金の額が示されたこ

とによるものでございます。順次ご説明させていただきます。

地域医療再生基金積立金、補正額は8億円でございます。これにつきましては、これまでの地域医療再生計画の策定期間以降に生じた状況の変化に対応するため、医師の確保、在宅医療体制の整備など、地域の医療課題を解決することを目的とする地域医療再生計画の拡充を行ったところであります。この再生計画の拡充を支援するために、国から交付されました地域医療再生臨時特例交付金を奈良県地域医療再生基金に積み増しすることにより事業の推進を図ろうとするものでございます。

新規事業、広域医療搬送体制構築事業、補正額6,750万円でございます。こちらは災害時の広域医療搬送体制整備のため、搬送拠点となる臨時医療の施設、いわゆるSCUと呼ばれておりますものですが、これの整備等を行うものでございます。

新規事業、糖尿病学講座設置事業、補正額1,920万円でございます。こちらは県内の糖尿病診療レベルの向上や、地域医療連携パスの開発・普及などに取り組むため、奈良県立医科大学に糖尿病学講座を設置しようとするものでございます。

新規事業、放射線治療専門従事者育成事業、補正額1,276万8,000円でございます。こちらにつきましては、放射線治療専門従事者の育成と専門医の適正配置、県全体の先端的放射線治療のレベルアップを図るため、県立医科大学の放射線腫瘍医学講座が実施する取り組みに対し所要の経費を補助するものでございます。

新規事業、小児在宅医療支援ネットワーク調査検討事業、補正額70万円でございます。こちらは県と市町村の保健部門の連携、在宅医療を受ける小児にかかわる関係機関の連携強化に役立てるため、病院、診療所における小児在宅医療の実績や意識などの調査を実施しようとするものであります。

新規事業、保健師ネットワーク強化推進事業、補正額111万円でございます。こちらは県と市町村、保健師が連携、共同し、地域の健康課題に取り組むため、県と市町村、保健師の全体会議を開催し、保健師の役割を明確にしつつ保健師ネットワークの機能強化と保健師の人材育成を図ろうとするものでございます。

公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計への繰出金、補正額1,790万円でございます。こちらは奈良県立医科大学の第2期中期目標の達成に向け、当大学の老朽化施設の整備検討を推進するため、機能や施設の集約化、再配置に関する検討業務も当大学が実施することに対して支援をすることを目的とし、一般会計から公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計に繰り入れしようとするものでございます。

6 ページ、11、その他でございます。国庫返還金でございますが、医療政策部にかかわる部分は自殺対策緊急強化基金43万5,000円でございます。平成23年度、国3次補正により積み増しされた地域自殺対策緊急強化交付金は復興関連予算によるものであり、国の復興推進会議における内閣総理大臣指示に基づき、執行済み及び執行済みと認められるものを除いた残額の返還が要請されましたことから当該残額を国庫へ返還しようとするものでございます。

8 ページ、議第65号、平成25年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計補正予算案(第1号)、補正額1,790万円でございますが、先ほど申し上げましたとおり、奈良県立医科大学の第2期中期目標の達成に向け、当大学の老朽化施設の整備検討を推進するため、機能、施設の集約化、再配置に関する検討業務を支援するものでございます。

補正予算案については、以上となります。

次に、提出条例についてのご説明に移らせていただきます。「平成25年9月定例県議会提出条例」の22ページ、議第71号、奈良県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例でございます。こちらは、県立病院の地方独立行政法人化に伴い、地方独立行政法人の規定に基づき、奈良県立病院地方独立行政法人評価委員会を設置するため所要の改正を行うものでございまして、改正の施行は公布の日からとさせていただきます。

続きまして、25ページ、議第72号、奈良県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例でございます。

こちらは先ほど申し上げましたように、国の復興関連予算で造成した奈良県自殺対策緊急強化基金につきまして、事業の完了後において基金として積み立てた額の残余を処分することができるとしている奈良県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正いたしまして、基金として積み立てた額の一部を国庫に納付するための財源に充てるときに処分することができるように所要の改正を行ったものでございます。この改正の施行は、公布の日からとさせていただきます。

提出条例については以上となります。

次に、「平成25年度一般会計特別会計補正予算案その他」の60ページ、契約案件で、議第82号、県立奈良病院建替整備事業にかかる請負契約の締結についてでございます。この工事につきましては、県立奈良病院を北和地域の高度医療拠点病院として移転整備をするに当たり、新病院の敷地の現況が山林であることから、現況地盤を切り土及び盛り土

することにより建築工事ができるように造成基盤をつくる工事、これを行うものでございます。工事名につきましては、県立奈良病院建替整備事業他造成工事となっております。工事場所でございますが、奈良市石木町、七条西町2丁目ほか地内でございます。工事期間は契約の締結の日から平成27年3月31日まででございます。契約金額13億7,667万3,900円となっております。契約の相手方でありませけれども、奥村・山上・森高特定建設工事共同企業体としてでございます。

契約案件についてのご説明は以上となります。

続いて、報告案件につきましては、公立大学法人奈良県立医科大学「平成24年度業務報告書」の7ページをお開きください。事業の実施状況でございます。Iの教育・研究・診療等の質の向上に関する取り組みの状況でございます。この1に、教育に関する取り組みの状況がございます。こちらで、学士課程では全般的なカリキュラム編成の見直しを実施したほか、医学科において6年一貫教育を着実に進めていくため、9ページの上段まで記載の取り組みを行わせていただきました。

また、大学院課程でございますが、9ページ下段以降に記載の取り組みを書かせていただいております。

続きまして、11ページ、2研究に関する取り組みの状況であります。これにつきましては産学官連携推進に向けた基盤づくりのほか、記載の取り組みを実施してございます。

次の12ページ、3診療に関する取り組みの状況とあります。患者の視点に立った取り組みなどを記載のとおり実施するとともに、14ページ、地域医療総合支援センターにおいて医師2名を奈良県立病院に配置させていただきました。このほか、文部科学省補助金を獲得いたしましてへき地診療所へ医師4名を派遣したところであります。

そのほか、15ページから19ページにかけまして、II業務運営の改善及び効率化、III財務内容の改善、IV自己点検・評価及び情報の提供、V施設設備の整備・活用等、VI安全管理等、これらの各取り組みの状況につきましても、それぞれ記載のとおり取り組みを行っているところでございます。平成24年度の主な取り組みは以上となります。

次に、財務諸表についてご説明をさせていただきます。同じ冊子の20ページ、貸借対照表でございます。

資産の部、合計は244億8,297万5,872円となっております。

次に、21ページ、負債の部であります。合計は、160億6,833万7,138円となっております。また、純資産の部、合計は、84億1,463万8,734円となっ

ております。

次に、22ページ、損益計算書でございます。

経常費用といたしまして、教育経費、研究経費、病院の診療経費、人件費を含む業務費、一般管理費などを合わせまして、合計は、335億6,257万908円でございます。経常収益といたしましては、県からの運営交付金収益や授業料収益などの学生納付金、附属病院収益といった法人の自己収入などを合わせまして、合計は、336億8,822万5,648円となっております。経常収益から経常費用を差し引きました経常利益につきましては、最終行に記載をさせていただきましたように、1億2,565万4,740円となっており、さらに臨時損失及び臨時利益を加えますと、23ページに記載のとおり1億1,986万5,713円が当期純利益となっております。こちらは、診療報酬改定のほか、経営努力による附属病院の収益確保、また診療経費の削減などの費用抑制に取り組んだ結果によるものでございます。

続きまして、25ページ、損失の処理に関する書類でございます。

当期純利益といたしまして、先ほどご説明をさせていただきましたとおり、1億1,986万5,713円となっております。こちらに前期繰越欠損金が9億6,068万6,755円となっておりますので、当期末処理損失が8億4,082万1,042円となりまして、これが次期繰越欠損金となっております。このため昨年度から比較いたしますと、累積赤字が1億円余り改善したものでございます。今後、法人が一層の経営改善に取り組むとともに、県と法人が協議しながら解消に向け取り組みを強化したいと考えております。

続きまして、平成25年度の事業計画についてご説明をさせていただきます。公立大学法人奈良県立医科大学「平成25年度事業計画書」の1ページ、まず、Iの地域貢献でございます。1医療人の育成といたしまして、医師派遣システムの適切な実行に向け、(仮称)県立医大医師派遣センター及び(仮称)県費奨学生配置センターの平成25年度内の設置を目指すほか、2ページから4ページにかけてでございますけれども、2看護師の地域貢献、3研究成果等の地域への還元、4健康増進の県民アプローチの充実、5断らない救急医療体制の整備、6周産期医療体制の強化、7他の医療機関との連携強化、8県内医療法人への助言・指導、これらについて記載の取り組みを行っているところでございます。

続きまして、4ページ、II教育につきましては、1リベラルアーツ教育の実践、2教育内容の評価、3老朽・狭隘施設への対策について記載の取り組みを行います。

また、5 ページ、Ⅲ研究につきましては、1 研究の適切な成果評価、2 有能な研究者の獲得、3 健康・予防医療等研究範囲の拡大、4 研究環境の改善についてこちらに記載のとおり行っていくところでございます。

6 ページ、Ⅳ診療につきましては、1 医師・看護師等の離職防止と人材確保、2 がん拠点病院としての機能の充実、3 治療成績の一層の向上、4 患者満足の一層の向上、5 老朽・狭隘施設への対策につきましては、こちらに記載の取り組みを行ってまいります。

また、8 ページ、Ⅴまちづくりにつきましては、1 教育・研究部門の円滑な移転と新キャンパス整備、2 地域に開かれたキャンパスづくり、3 教育・研究部門等移転後の跡地活用などについてこちらに記載の取り組みを行ってまいります。

また、9 ページ、Ⅵ法人運営につきましては、まず1 ガバナンス体制の充実強化、2 ワークライフバランスの充実強化など、記載の取り組みを行ってまいります。

12 ページ、平成25年度予算でございます。

収入の部といたしまして、運営費交付金収入、補助金等収入、自己収入などを合計いたしまして、400億3,900万円。また、支出の部につきましては業務費、施設整備費などを合わせまして同額の予算を計上しているところでございます。

報第23号、公立大学法人奈良県立医科大学の経営状況の報告については以上となります。

続きまして、報第24号、公立大学法人奈良県立医科大学の中期目標に係る事業の報告についてご説明をさせていただきます。

こちらは、平成19年4月1日より平成25年3月31日までの6カ年の、中期目標期間全体の事業報告となっております。公立大学法人奈良県立医科大学「中期目標期間事業報告書」の1ページ目、目標でございますけれども、こちらに記載のとおり、奈良県各地域それぞれの多様なニーズに対応し、県民の生命・健康を守るため、進捗著しい医療に応じた最新の医学教育、看護学教育を積極的に取り入れ、心優しい医師・看護職者、研究者の育成に努め、また医学・看護学の発展に貢献する情報を大和の地から広く世界に発信するとともに、高度先進医療を提供し県民の誇りとなる大学を目指すことを目標とし、これらを実現するためにこちらの(1)から(8)までの事項に重点をおいて取り組みを行ったところでございます。

事業の実施状況に移りたいと思います。2の業務に記載しております項目ごとに、11ページから21ページにわたって記載のとおり、取り組んだ項目ごと広範、多岐にわたっ

ているほか、先ほどご説明をさせていただきました平成24年度の業務報告書の事業の実施状況と重複する部分も多くございますので、この場で詳細な内容の説明は省略をさせていただきます。

報第24号、公立大学法人奈良県立医科大学の中期目標に係る事業の報告についての説明は以上となります。

続きまして、報第25号、公立大学法人奈良県立医科大学平成24年度及び中期目標期間の業務の実績に関する評価結果の報告について説明をさせていただきます。

こちらは、奈良県地方独立行政法人評価委員会からの報告を受けまして、地方独立行政法人法第28条第5項及び第30条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

「公立大学法人奈良県立医科大学平成24年度及び中期目標期間の業務の実績に関する評価結果」の2ページ、平成24年度は、中期目標期間の最終年度でありますことから、平成24年度の業務の中期目標期間全体における業務と実績について評価をいただいたところであります。

まず、平成24年度の評価といたしましては中期目標・中期計画の達成に向けて全体として順調に進んでいるという評価をいただいたところであります。平成24年度業務実績の中で、医学科入学試験制度の大幅な変更、研究医養成コースの開設、漢方医学の教育研究推進、診療助教制度の創設と診療助教の各診療科への配置、労働環境改善のための学内保育園の充実などが注目されるところでございます。

次に、中期目標期間の評価といたしましては、過去6年間の各年度の評定結果を踏まえまして、公立大学法人奈良県立医科大学の中期計画で定めた事業はおおむね実施しており、全体として良好であるとの評価をいただいております。中期目標期間に係る業務実績の中で、医学科入学定員への地域枠、緊急医師確保枠の設定、大学院医学研究科修士課程、大学院看護学研究科修士課程の設置、産官学連携推進センター、女性研究者支援センターの設置、総合相談窓口の開設やアメニティー整備に係る患者満足度の向上、臨床研修センターの整備、理事長のリーダーシップによる機動的で責任ある運営体制の構築、附属病院における7対1看護体制の導入や平均在院日数の短縮等による病院収入の確保、(仮称)中央手術棟の第1期竣工に向けた取り組みなどなどが注目されるところであります。

中期計画の達成状況につきましては、3ページの図に示してございますように、計画以上を実施している項目が15項目、計画をおおむね実施している項目が169項目、計画を十分に実施していない項目が9項目、計画を大幅に下回った項目または実施していない

項目が3項目という状況であります。

今後に期待することでありませけれども、こちらには第1期中期目標期間が満了した中で残された課題もあることから、法人は中期目標を達成するため作成した中期計画について、時代の変化による改廃も含め、課題として残されたままとならないよう、引き続き計画的かつ積極的に取り組むことを期待するといったご意見を頂戴しているところでございます。

項目別の個別の評価につきましては、4ページ以降に記載のとおりであります。

なお、この評価結果は奈良県地方独立行政法人評価委員会から公立大学法人奈良県立医科大学へ通知しておりまして、今後法人において、今回の評価を踏まえ、平成25年度からの第2期中期目標の達成に向けて取り組んでいくことになっております。

報第25号、公立大学法人奈良県立医科大学平成24年度及び中期目標期間の業務の実績に関する評価結果の報告についての説明は以上となります。

報告案件は以上です。医療政策部所管の平成25年9月定例県議会予算審査特別委員会付託議案は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 続きまして、くらし創造部、景観・環境局に係ります議案についてご説明をさせていただきます。

まず、平成25年度奈良県一般会計補正予算案（第3号）についてでございます。「平成25年9月定例県議会提出予算案の概要」をごらんください。

5ページ、7スポーツの振興をごらんいただきたいと思います。新規事業の県内プロバスケットボールチームを活用したスポーツ振興等事業でございます。

本年10月より、県内から初めて日本プロバスケットボールリーグに参戦するチーム、バンビシャス奈良と申しますが、このチームと連携をいたしまして地域密着型のスポーツの振興と地域の振興を図るため、バスケットボール教室やチアリーディング教室、トレーナー教室の開催やホームゲームでの地域文化活動PRや交流イベントの開催、奈良及びチームPR商品の開発並びにアウェーゲーム会場での奈良県のPRなどを実施するものでございます。ちなみに、1シーズンはホームゲーム26試合、アウェーゲームが26試合で行われます。平成25年度で1,326万1,000円。債務負担行為により平成26年度に1,334万9,000円の補正をお願いするものでございます。財源といたしましては、国の企業支援型地域雇用創造事業による緊急雇用の基金を活用させていただくこととしております。

次の、新規事業の明日香庭球場施設整備事業でございます。

平成27年度に近畿ブロックで開催されます全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイでございますが、これらの大会運営の効率化や一般利用者の利便性向上を図るため、宿泊機能を有するクラブハウスの新築や、テニスコート、クレーコート8面の人工芝化、あずまやの設置等を考えておりますが、9月補正予算といたしまして、クラブハウス新築のための地質調査の費用380万円、設計についても本年度から着手をさせていただきたいと考えておりますので、債務負担行為により平成26年度に3,250万円の補正をお願いするものでございます。財源といたしましては、地域・経済活性化基金を活用させていただくこととしております。

なお、ただいまのご説明をさせていただきました2つの事業に係る債務負担行為の追加につきましては、7ページにも記載をさせていただいております。

次に同じページの8安全・安心の確保といたしまして、新規事業、カネミ油症健康実態調査事業でございます。平成24年9月に議員立法により制定されましたカネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律に基づき、国が実施するカネミ油症健康実態調査事業について、県が受託をいたしましてカネミ油症認定患者の現在の健康状態等を調査するもので、396万円の補正予算を計上しております。

なお、奈良県在住のカネミ油症認定患者は、平成25年8月現在で20名いらっしゃいます。

続きまして、条例関係の説明で「平成25年9月定例県議会提出条例」の27ページ、議第73号、奈良県環境影響評価条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の条例改正は、環境影響評価法の一部改正に準じて行うものでございます。現行の環境影響評価制度では、事業計画が決定した後に環境影響評価手続が実施されるため、より適切な環境配慮を行うための計画の見直しなどといった柔軟な対応が困難でありましたことから、事業の早期段階から環境配慮を図るため、環境影響評価法の一部改正に準じて事業者が計画の立案の段階において対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項について検討し、住民や知事の意見を聞くよう義務づける配慮書手続を導入すること。環境影響評価の方法を検討する方法書手続における説明会の開催及び要約書の作成、インターネットの利用等による関係図書の電子縦覧及び事業完了後の環境保全措置等の結果の報告・公表を義務づけることなどの改正を行うものでございます。

施行期日は、平成26年4月1日を予定しております。ただし、配慮書手続につきまし

ては、作成等の期間も考慮いたしまして、1年後の平成27年4月1日を予定しております。新旧対照表につきましては、35ページから50ページに添付をさせていただきます。

続きまして、報告案件の説明をさせていただきます。「平成25年度一般会計特別会計補正予算案その他」をごらんいただきたいと存じます。

74ページ、報第27号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、奈良県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてのご報告でございます。

9月1日に動物の愛護及び管理に関する法律について、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、動物取扱業の規制を強化するなどの改正が行われ、施行されました。この法律を引用する奈良県動物の愛護及び管理に関する条例につきまして、その条項整備を行うため所要の改正を行ったものでございます。

なお、法令の改廃に伴う引用条項の整備は議会の委任による知事の専決処分事項とされているところでございますので、その結果を報告させていただくものでございます。

以上がくらし創造部、景観・環境局に関係いたします9月定例県議会提出議案等についてでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。ありがとうございます。

○中産業・雇用振興部長 それでは、産業・雇用振興部に関する議案につきましてご説明を申し上げます。

まず、「平成25年9月定例県議会提出予算案の概要」の2ページ、平成25年度奈良県一般会計補正予算案（第3号）に関するものといたしまして、2の雇用対策の推進がございまして。

まず1段目の新規事業、在宅就業（テレワーク）普及促進事業についてでございます。

この事業では多様で柔軟な働き方を選択できる社会を実現し、女性、高齢者、障害者等の就業機会の拡大と、仕事と家庭の両立を促進するため県内企業及び奈良県在住の従業員を雇用する県外企業にテレワークシステムの普及を図ります。平成25年度で808万3,000円、債務負担行為によりまして平成26年度に3,203万円の合計4,011万3,000円の補正をお願いするものでございます。

就労困難者在宅就業支援事業についてでございますが、この事業では厳しい雇用情勢の中で、特に外で十分に就労することが困難なひとり親、例えば母子、父子家庭の方、寡夫、障害者を対象に家庭と仕事を両立させやすいテレワーカー、在宅就業者と言いますが、そ

のテレワーカーを育成するため業務開拓、仕事のマッチング、就業者としての能力開発を行うための訓練を一体的な取り組みとして行い、新たな雇用を創出するものでございます。

この事業は平成22年度より実施しており、多数の応募があるなど社会的に高いニーズがあることから引き続きテレワーカーの育成・支援を行うため、新たに45名の定員を設定して平成25年度で1,177万8,000円、債務負担行為によりまして平成26年度に5,587万円の合計6,764万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、この2つの事業に係ります債務負担行為の追加につきましては、7ページにも記載をいたしております。

6ページ、11その他でございます。上段の国庫返還金でございますが、緊急雇用創出事業臨時特例基金につきまして、国から復興関連予算を財源とする基金の返還要請に基づきまして、平成23年度補正で積み増しをいたしました21億2,000万円から平成23年度、24年度の執行済み額及び平成25年度当初予算額を除いた額等を返還するため、9,125万3,000円の補正をお願いするものでございます。

それと、緊急雇用創出事業では、さきにご説明をいたしました国庫返還金のうち、事業実施による入札等において執行額が確定したことで生じた不用額について、国庫返還のため減額するものでございます。

8ページ、平成25年度奈良県営競輪事業費特別会計補正予算案（第3号）に関しまして、債務負担行為補正追加でございます。

奈良県営競輪包括外部委託にかかる契約につきましては、競輪場の開設以来、平成3年をピークに車券売り上げが減少し、平成21年度末に発生いたしました赤字を解消できないまま現在に至っている状況の中、本年6月14日に奈良県営競輪あり方検討委員会より県に中間報告が提出されまして、平成26年から28年度まで包括外部委託を導入することで累積赤字を解消し、一般会計への繰り出しにより県財政への貢献を目指すこととするとの方向性が示されたところでございます。

この中間報告を受けまして、県といたしまして包括外部委託の導入を検討した結果、累積赤字解消の可能性が認められるとともに、民間ノウハウによる新規顧客獲得も期待できることから包括外部委託を導入することとし、本年度中に平成26年度から平成28年度の3年間における包括外部委託契約を締結するため、限度額11億2,720万円の債務負担行為の設定についてお願いするものでございます。

続きまして、「平成25年度9月定例県議会提出条例」の産業・雇用振興部にかかわる事項についてご説明を申し上げます。

51ページ、議第74号、奈良県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

本件は、平成25年7月2日付で厚生労働大臣から復興関連予算で造成された全国向け事業に係る基金への対応についてが発出されまして、震災等緊急雇用対応事業のために、造成された基金の一部を国庫に返納するよう要請されたことを受けまして、それに応ずるべく条例第5条に規定する基金の処分について所要の改正を行うものでございます。

次に、「平成25年度一般会計特別会計補正予算案その他」の67ページ、諮第1号、行政財産を使用する権利に関する処分に対する異議申立てについてでございます。

本件は、知事が平成25年3月28日付奈良県指令雇労第652号により、異議申し立て人奈良県労働組合連合会議長 井ノ尾寛利に対して行った、奈良労働会館の使用不許可処分について、平成25年5月15日付で次のような理由による異議申し立てがなされたものでございます。この理由と、それに対するそれぞれの見解についてご説明をいたします。

まず、理由（1）奈良労働会館は労働者の福祉と労働条件向上、労働団体の活動のための県施設として設置されたものであり、他の団体と競合するからという不許可処分の理由は本来の奈良労働会館の設立の目的を逸脱するものと言わざるを得ないとの主張でございますが、これに対しましては、労働会館の本来の用途または目的は、奈良県労働者の文化の向上と福祉の増進を図り、あわせて労使関係の健全な発展に資するために会議室を使用させることであり、目的外使用に供する部分は本来の用途または目的を阻害しない範囲に限定することが相当である。そして、目的外使用が競合した場合については、労働会館目的外使用許可に係る審査要綱に基づき審査を実施し、目的外使用を許可する団体を決定したものであり、この点で事実の評価に誤りがあると解せられます。

理由（2）他の労働団体と競合する部分と競合しない部分はどのような検討を経ていつ決定されたのか不明であり、また労働団体間と担当課が協議し、調整を求めると申し入れたが一切調整をされてこなかったとの主張でございますが、これに対しましては、行政財産の管理者である知事の権限を適正に執行するため、審査要綱に基づき審査を実施し、客観的に優先順位を判断し許可、不許可を行っており、この点で事実の評価に誤りがあると解せられます。

理由（３）連合奈良が使用している２階スペースが目的外貸与の労働団体用の部分であり、連合奈良と奈労連の申請が競合したと断定し、競合したため審査要綱に基づき優先順位をつけたとするが、当初から奈労連を排除するためであり、また排除のための優先順位をつける審査が公平であり、県知事としての裁量権限と言えないとの主張でございますが、これに対しましては、目的外使用が競合した場合については、審査要綱に基づき審査を実施し、客観的に優先順位を判断して目的外使用を許可する団体を決定したものである。したがって当初から奈労連を排除するため、排除のための優先順位をつける審査との主張は、事実誤認に基づくものであると解せられます。

理由（４）についてでございますが、県の行政上の委員会や審議会、懇談会、労働団体の代表が参加する各種委員会、審議会においても奈労連からの委員は排除されてきており、今回の奈良労働会館の貸与可能なスペースは限られたスペース上の優先順位によるものという県の不許可処分理由に正当性はないとの主張でございますが、これに対しましては、目的外使用許可の判断につきましては、審査要綱に基づき審査を実施し、客観的に優先順位を判断しているところであり、その結果として異議申立人に対し目的外使用を許可しないとしたもので、この点で事実の評価に誤りがあると解せられます。

異議申し立ての理由とこれらに対します見解は以上のとおりでございます。よって、本件異議申し立てにつきましては、棄却すべきものと考えるところでございますが、地方自治法第２３８条の７第４項の規定によりまして議会に諮問をした次第でございます。

以上で、産業・雇用振興部の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○福谷農林部長 それでは、続きまして、農林部所管の議案について説明をいたします。

「平成２５年９月定例県議会提出予算案の概要」の２ページ、３農林業の振興の農業の６次産業化支援事業ですが、農林漁業者の６次産業化の取り組みに対する支援体制を奈良県において整備するものでございます。実践研修、人材育成研修会や交流会の開催、農林漁業者へのサポート活動等により、奈良県の実情に応じたきめ細やかなサポート体制を整えるため、６７０万円の補正をお願いをしております。

続きまして、３ページ、まず、農業大学校６次産業化研修拠点整備事業でございますが、本事業につきましては、設計・施工一体発注方式による公募型プロポーザルを実施すべく公告をいたしましたが、技術提案書の提出がなかったため、現在仕様書等の見直しを行い、再公告をしているところでございます。それに伴い、契約予定時期が変更となることから、

適用消費税率の引き上げに対応するため、810万円の補正をお願いするものでございます。

次に、奈良県中央卸売市場事業費特別会計への繰出金ですが、県中央卸売市場の改革に資する施設の整備に対して、一般会計から特別会計へ273万8,000円の繰り出しをお願いしております。

続きまして、特選食材流通販路開拓事業ですが、県中央卸売市場の活性化及び取扱高の拡大に向け、従来の枠組みにとらわれることのない新たな手法といたしまして、インターネットショップや駅ナカショップにおきまして、大和野菜等の特選食材の販売、PR事業を緊急雇用創出事業を活用して実施するもので、995万3,000円の補正をお願いしております。

続きまして、建築物木造木質化推進事業では、公共施設等への県産材利用の拡大を推進するために、奈良市内の社会福祉法人による特別養護老人ホームと児童発達支援センターの新築における内装木質化整備に対する補助として、2,750万円の補正をお願いしております。

続きまして、新規事業、地域材利用開発事業では、地域材を利用した新製品等の普及及び建築コスト削減を実現したモデル住宅の整備に対し補助をするため、2,930万円の補正をお願いしております。

続きまして、森林病虫害等防除事業では、国の強い林業、木材産業構築緊急対策により、松くい虫被害に係る防除事業が国庫補助の対象となったため、一般財源からの財源振替をお願いしております。なお、国の補助率のほうが高率となるため、236万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次の、森林生態系保全事業においても同様に、ナラ枯れ被害に係る防除事業が国庫補助の対象に組み込まれたことにより、突発的な被害防除を実施するため、100万円の補正をお願いしております。

続きまして、6ページ、11その他の国庫返還金ですが、森林整備加速化・林業再生基金につきまして、いわゆる緑プロと言われておりますが、先ほど来、医療政策部及び産業・雇用振興部と同様、国からの復興関連予算を財源とする基金の返還要請に基づきまして、平成24年度執行済み額及び平成25年度当初予算額を除いた額を返還するため、14億2,700万円余の補正をお願いしております。

7ページ、債務負担行為の補正でございます。

追加の特選食材流通販路開拓事業の実施に伴いまして、実施期間が平成26年10月までを予定しているため、平成26年度、1,426万8,000円の債務負担行為をお願いしております。

また、農業大学校6次産業化研修拠点整備事業につきまして、適用消費税率の引き上げに対応するため、平成26年度から平成27年度までの債務負担行為額を8億2,050万円から8億4,400万円に変更をお願いしているものでございます。

9ページ、平成25年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計に係る補正でございます。市場改革施設整備事業では、県と意欲がある事業者とが市場改革関連事業に取り組む協定の締結に至ったことから、本協定の県の取り組みを早期に実現する必要が生じたため、関連商品売場棟の改装整備等について、2,353万8,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、「平成25年9月定例県議会提出条例」の53ページ、議第75号、奈良県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例についてでございます。先ほどご説明申し上げましたように、森林整備加速化・林業再生基金については、国の復興関連予算を活用して、平成23年度2月補正予算で増額をしていただきました。ところが、このたび7月2日付で農林水産大臣通知により、同基金の用途を被災地に対する事業に限定するとともに、その他の事業については、執行済み額及び平成25年度予算計上済み額を除いた残額について、速やかに返還するよう要請があったところでございます。これに対応するため、同基金の一部を国に返還する場合に、基金を処分して、その財源に充てられるようにするため所要の改正を行うものでございます。施行期日につきましては、公布の日からの施行を予定しております。

以上が、農林部所管の提出議案でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○大庭県土マネジメント部長 県土マネジメント部所管の提出議案につきまして説明します。

まず、「平成25年9月定例県議会提出予算案の概要」の7ページ、債務負担行為補正です。追加の五條土木事務所十津川復旧復興課庁舎等移転事業にかかる契約です。これは、当該庁舎にエレベーターを設置するために、工期を確保するために期間を平成26年度まで、限度額は1,218万3,000円の補正をお願いするものでございます。

以上が予算案でございます。

次に、「平成25年9月定例県議会提出条例」の55ページ、議第76号です。奈良県

流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例です。これは、河川法が改正されまして、それに伴った所要の改正を行うものです。改正の内容は、河川法の規定で、発電のために河川流水を使う占用に係るものの登録制度が設けられました。従前は許可だったのですが、登録が設けられましたので、当該条例で、流水占用料の納付者の範囲をこれまでの許可を受けた者のみならず登録を受けた者を追加するものでございます。詳細は、次ページに書いてございます。

なお、条例改正の施行日は規則で定める日としておりますが、法施行日が判明次第、規則で定めます。

以上が条例の説明でございます。

次に、「平成25年度一般会計特別会計補正予算案その他」の61ページ、契約関係でございませう。

議第83号、地すべり激甚災害対策特別緊急事業にかかる請負契約の変更でございます。これは、今回契約金額を変更させていただきますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでございませう。

まず、請負契約名は十津川村折立地区地すべり激甚災害対策特別緊急事業工事でございます。請負者は戸田・檜尾特定建設工事共同企業体です。変更前の金額が、16億4,780万7,000円のところを、変更後の金額17億9,361万5,250円、1億4,580万8,250円の増額でございます。この工事は土どめの擁壁工において地盤を掘削したところ、ボーリング調査で想定していた土質条件と異なっていたために工法の変更が生じたもので、それに伴う契約変更を行うものでございませう。

62ページ、議第84号、公共土木施設災害復旧事業及び地すべり激甚災害特別緊急事業にかかる請負契約の変更についてでございます。これも先ほどと同じもので、契約金額の変更の議決を求めるものでございませう。

請負契約名は熊野川・宇宮原地区河川災害復旧事業・地すべり激甚災害対策特別緊急事業工事です。請負者は大豊・光和特定建設工事共同企業体でございます。金額で、変更前が6億7,631万250円を、変更後6億9,524万3,850円で、1,893万3,600円の増額でございます。こちらの変更は、労務単価上昇への対応の特例措置として、実はこの契約は平成25年度に契約をいたしました、前年度の労務単価を適用しており、今回それを平成25年度の労務単価に基づく請負金額に変更するものでございませう。

次に、63ページ、議第85号、流域下水道事業にかかる請負契約の締結です。先ほどまでは変更でございますが、こちらは締結です。これは議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでございます。

工事名、大和川上流流域下水道事業第1処理区浄化センター電気棟建設（電気設備）工事でございます。工事場所は、大和郡山市額田部南町です。工事期間は契約締結の日から平成28年3月25日まで、契約金額は10億665万2,850円です。契約の相手方、株式会社明電舎関西支社でございます。この工事は浄化センターの汚水処理施設への電力供給設備であります特高需変電設備等が既に耐用年数を経過していることから、当該機器の更新を行うものでございます。

次に、65ページ、議第87号、建物収去土地明渡請求事件についてでございます。これは、土地売買に関する契約に基づく建物の収去及び土地明け渡しに係る請求訴訟を提起するものでございます。これは、県道宇太三茶屋線の道路改良事業におきまして、平成24年3月に契約締結をした宇陀市内の保証物件つき用地が、土地の明け渡し期限であります平成25年3月31日までに支障物件や動産の撤去が履行されておられません。そして、平成25年4月以降も継続して相手方に催告書による任意撤去を求めてまいりましたが、いまだ相手方の債務の不履行、つまり支障物件動産の撤去、そして土地の明け渡しができないという債務不履行により、支障物件や動産の撤去及び土地明け渡しの見通しが立たないということで訴えを提起するものでございます。

以上で県土マネジメント部所管の提出議案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○林まちづくり推進局長 続きまして、まちづくり推進局所管の9月定例県議会議案についてご説明いたします。

「平成25年9月定例県議会提出予算案の概要」の2ページ、1観光の振興、新規事業、奈良公園観光キャンペーン事業ですが、平成27年から実施されます春日大社式年造替を契機といたしまして、広報用映像の制作、ガイドブックの作成、奈良公園誘客促進キャンペーンなどを展開するため、金額1,500万円の補正をお願いするものです。

次の、同じく新規事業、奈良公園観光地域活性化基金積立金ですが、全国からの寄附金を財源といたしまして、奈良公園の観光資源としての価値を高める事業を支援するため、奈良公園観光地域活性化基金を創設するもので、積立金といたしまして金額1,000万円の補正をお願いするものです。

なお、この基金でございますけれども、この度認められました奈良公園観光地域活性化総合特区の県独自メニューにも上げているものでございます。

新規事業の外国人観光客へのおもてなし事業ですが、奈良公園を訪れる外国人観光客の安全・安心及び満足度の向上を目的といたしまして、24時間体制での観光案内やトラブル発生時におきます外国語の対応をスムーズに行うため、電話による通訳サービスを導入するもので、金額119万7,000円の補正をお願いするものです。

5ページ、8安全・安心の確保、住宅・建築物耐震化促進事業でございますが、2つありまして、1つ目は耐震診断が義務化されました病院などの大規模建築物の耐震診断に要します経費について、市町村と協調いたしまして補助を行うものです。

2つ目は、耐震改修促進計画における避難路の指定に向け、耐震診断が義務化される緊急輸送道路沿道の建築物を調査するもので、あわせて金額1,875万円の補正をお願いするものです。

6ページ、9紀伊半島大水害からの復旧・復興の応急仮設住宅延長事業でございます。紀伊半島大水害の避難者が帰宅可能となるまで住み続けていただくため、応急仮設住宅の契約期間を延長するもので、期間延長に要します住宅賃借料、保守点検費用のほか、安全対策に係ります経費として、金額679万1,000円の補正と、平成26年度までに限度額728万5,000円の債務負担行為の補正をお願いするものです。

なお、災害救助法に定められました供用期間ですけれども、平成26年1月から2月に到来することから、特定非常災害の指定による供用期限の延長などにつきまして国とも相談をしているところでございますが、県といたしましては、これら期限にかかわらず避難者が早期帰宅できますよう、引き続き国、市、村と連携して取り組んでまいります。

7ページ、債務負担行為の補正でございます。追加の応急仮設住宅延長事業にかかる契約ですが、今説明しましたように、期間として平成26年度まで、限度額728万5,000円の補正をお願いするものです。

次に、変更の街路改良事業にかかる契約ですが、これは新県立奈良病院のアクセス道路でございます。石木城線の整備につきまして現地測量を踏まえ当病院の敷地造成、さらには道路整備の合計額で、全体事業費が最少になりますよう造成高さを変更して残土発生を抑えた結果、トンネルでの土かぶりが厚くなります。そのためにトンネル構造の強化が必要となったことから、補正後の限度額16億7,200万円、増加額12億円の補正をお願いするものでございます。

以上が9月補正予算でございます。

続いて、「平成25年9月定例県議会提出条例」の1ページ、議第68号、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例でございます。知事の附属機関として奈良公園観光地域活性化審査会を設置するため、所要の改正を行うものです。改正の内容でございますが、同審査会を設置し、奈良公園観光地域の活性化に係る事業についての審査に関する事務を担当させるものでございます。なお、施行日でございますが、公布の日でございます。

続いて、61ページ、議第78号、奈良公園観光地域活性化基金条例でございます。基金の目的は予算案でご説明いたしましたが、個人や民間企業からの寄附金を財源とするものでして、県といたしましては、この基金により、伝統行事または観光振興事業の実施、文化財の修復または保全、歴史的建造物の再建、その他の奈良公園の観光資源の価値を高める事業を支援いたします。なお、施行日につきましては公布の日でございます。

ここまでが定例県議会の提出条例でございます。

続いて、「平成25年度一般会計特別会計補正予算案その他」の64ページ、議第86号、住宅建設事業にかかる請負契約の締結についてですが、これは議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでございます。2件ございます。

まず1番、工事名、県営住宅小泉団地第3期建設工事第1工区、工事場所、大和郡山市小泉町、工事期間、契約締結の日から平成26年11月28日まで、契約金額、5億1,849万円、契約の相手方、中和・中尾特定建設工事共同企業体でございます。

それから2番でございます。工事名、県営住宅小泉団地第3期建設工事第2工区でございます。工事場所と工事期間は1工区と同様でございます。契約金額、4億5,255万円、契約の相手方、中尾・中和特定建設工事共同企業体でございます。

県営小泉団地につきましては、平成15年より建てかえ事業を順次実施しております。現在第3期の建てかえ事業の造成工事が完了しておりまして、続きまして建築工事に着手するものでございます。

66ページ、議第88号、奈良県住宅供給公社の解散についてですが、奈良県住宅供給公社を解散することにつきまして、地方住宅供給公社法の規定により議決を求めるものでございます。

次に74ページ、報第27号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報

告についてのうち、県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件についてでございます。明細につきましては、76ページ、これは、家賃滞納月数が6カ月以上または滞納額が20万円以上の者のうち特に悪質と認められます1件につきまして、住宅の明け渡し等の請求申し立てをいたしましたので、報告するものでございます。

以上でまちづくり推進局所管の9月定例県議会提出議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○富岡教育長 教育委員会所管の提出議案についてご説明をいたします。

「平成25年度一般会計特別会計補正予算案その他」の72、73ページ、報第26号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告についてでございます。退職手当返還請求事件でございます。退職手当の返納に係る支払い督促を債務者に対し実施したところ、相手方より異議申し立てがあったため、訴訟に移行したものでございます。奈良地方裁判所から訴訟へ移行するため、所定の期間内に手続を行うよう通知がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成25年8月30日付で専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定に基づき本議会にご報告し承認を求めるものでございます。

以上が教育委員会所管の提出議案でございます。ご審議のほどよろしくご願ひいたします。

○原山警察本部長 警察本部の所管につきまして2点でございます。

まず「平成25年9月定例県議会提出予算案の概要」の5ページ、交番・駐在所の整備でございます。吉野警察署、三茶屋駐在所は老朽により至るところにふぐあいが発生し、居住できない状態となっておりますので、特例措置として勤務員を通勤させて運用しているところでございます。しかし、これでは駐在所としての本来の役割を果たせませんので、地域の安全・安心を図るため一刻も早い整備が必要ということでご願ひをいたしました。そのため、駐在所改築に向けた設計業務の委託料374万8,000円を補正予算で願ひするものでございます。

続きまして、「平成25年9月定例県議会提出条例」の57ページ、議第77号、奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、性風俗関連特殊営業に係る営業禁止地域及び広告制限地域を見直し、県の全域に変更するため所要の改正をしようとするものでございます。施行は公布の日からを予定しております。

以上が警察本部所管の提出議案の概要でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○神田委員長 はい、どうもありがとうございました。以上をもって議案の説明を終わります。今回のこの予算審査特別委員会、こういうケースは初めてなもので、どれぐらい早く終わるのかと思っていたら、結構早く終わりました。

それでは、きょうはこれで議案の説明は終わります。

次回、9月30日月曜日は、午前10時より、歳入、総務部、産業・雇用振興部、農林部の審査を行い、その終了後、南部東部振興、紀伊半島大水害復旧・復興、県土マネジメント部、まちづくり推進局の審査を行いますので、よろしくお願いたします。

きょうはこれで会議を終わらせていただきます。ご苦労さまでした。